令和4年度 茨城県における法教育の地方連携に係る取組について (概要)

- 1 茨城県教育研修センターにおける教員研修について
 - 以下の講座について、法曹三者が分担して講義を実施した。

●「市民性を育む!シティズンシップ教育研修講座」(令和4年8月24日)

担当:水戸地方検察庁

内容:模擬裁判を題材とした授業の実践

対象:小・中・高の社会科、地歴公民科教員

●「新規採用教員〔初任者〕研修講座」(令和4年9月6日)

扣当:茨城県弁護士会

内容:講義「社会科における法教育の充実」

対象:中学校社会科教員

●「新規採用教員〔初任者〕研修講座」(令和4年11月24日)

担当:水戸地方裁判所

内容:講義「地理歴史・公民科における法教育の充実」

対象: 高等学校地理歴史 • 公民科教員

- ・ 令和5年度に実施する教員研修について、法曹三者における割り振りは原則本年度と同様とすることとした。
- ・ 毎年12月に研修センターから法曹三者宛て講師派遣依頼を行い、研修センターと法曹 三者において個別に調整を進めることとした。

2 定例会について

- ・ 令和4年7月26日及び同年12月19日に関係者の顔合わせを行い、今後の連携方法 について検討を行った。
- ・ 令和5年度以降は、年度当初の4、5月を目処として開催することとし、開催場所は法 曹三者が持ち回りで提供することとした。
- ・ 定例会では、異動等による交代後の担当者の顔合わせを行うとともに、前年度に法曹三者が担当した研修の内容について研修センターより紹介を行い、グッドプラクティスや改善点等について情報交換を行うこととした。

3 法教育情報の提示及び周知について

- ・ 法曹三者から提出された法教育に関する取組やイベントなどの情報について、社会科教員のメールグループ(110名程度、小・中・高)及び研修センターの研修受講生(200名程度、小・中・高)宛てに研修センターから令和4年11月に展開した。
- ・ 令和5年度以降は、定例会の開催前に、法曹三者から研修センター宛てに当年度分の法 教育情報を提示し、定例会において、研修センターが教員等に展開する時期を法曹三者に 伝えることとした。
- 年度当初に詳細が定まらない案件については、法曹三者から研修センター宛てに個別に 展開依頼を行うこととした。